

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（デジタルみやぎ推進課）

— (デジタルみやぎ推進課)

○行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（総合政策課）

— (総合政策課)

○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則
（新産業振興課）

— (新産業振興課)

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十七年宮城県規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び県が賃借する自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第

二条第二項に規定する自動車をいう。）」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成十四年宮城県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「非開示」を「不開示」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則（平成十一年宮城県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表クリーンルームの項中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、別表第一

第二号の表材料加工関連機器の項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、

送風定温恒温器

一時間につき

五〇〇円

送風定温恒温器

一時間につき

五〇〇円

100kN引張圧縮試験機

一時間につき

一、五〇〇円

100kN引張圧縮試験機用恒温槽

一時間につき

八〇〇円

に改め、同表電子・情報関連機器の項中

耐電圧試験機	一時間につき	五〇〇円	を
通信アルゴリズムシミュレータ	一時間につき	七五〇円	を
耐電圧試験機	一時間につき	五〇〇円	に、
高周波電磁界解析シミュレータ	一時間につき	七五〇円	を
ロックインアンプ	一時間につき	六〇〇円	を
高速電力増幅器	一時間につき	六〇〇円	を
熱衝撃試験機	一時間につき	五〇〇円	を
高周波電磁界解析シミュレータ	一時間につき	七五〇円	に、
高速電力増幅器	一時間につき	六〇〇円	に、
熱衝撃試験機	一時間につき	六〇〇円	を
熱ナノインプリント装置	一時間につき	一、五〇〇円	を
静電気測定機	一時間につき	三五〇円	を
熱ナノインプリント装置	一時間につき	一、五〇〇円	に、
ポータブル3Dデジタルイザ	一時間につき	一、三〇〇円	を
医用積層画像処理ソフトウェア	一時間につき	七〇〇円	を

ポータブル3Dデジタルイザ	一時間につき	一、三〇〇円	に改め、同
表工業デザイン関連機器の項中			
UVプリンター	一時間につき	一、八〇〇円	を
グラフィック処理システム	一時間につき	五〇〇円	を
UVプリンター	一時間につき	一、八〇〇円	に改め、同
表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中			
味評価装置	一時間につき	一、四〇〇円	を
香り評価装置	一時間につき	一、八〇〇円	を
味評価装置	一時間につき	一、四〇〇円	に改め、同
表分析・測定関連機器の項中「一、六〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、			
熱分析システム (TG/DTA, DSC, TMA, DMA)	一時間につき	一、〇〇〇円	を
熱分析システム (TG/DTA, DSC, TMA, DMA)	一時間につき	一、一〇〇円	に、「四、八〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、
フリーエ変換赤外分光分析装置 (FTIR)	一時間につき	一、〇〇〇円	を
フリーエ変換赤外分光分析装置 (FTIR)	一時間につき	一、三〇〇円	に、「四、〇〇〇円」を「四、五〇〇円」に、

ガラスビード作製装置

一時間につき

一、三〇〇円

を

ガラスビード作製装置

一時間につき

一、四〇〇円

に、

卓上型高速X線CT装置（高速XCT）

一時間につき

三、五〇〇円

を

卓上型高速X線CT装置（高速XCT）

一時間につき

三、五〇〇円

3Dひずみ計測システム

一時間につき

二、〇〇〇円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例による。